

分野	18	通番	1
法律名	労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第18条	第3項	ア	
第19条	第1項	iii	
第22条	第2項	ア	
第27条	第1項	ア	
第27条	第2項	ア	
第27条の4	第3項	ア	
第27条の5		ア	
第27条の6	第1項	ア	
第27条の6	第2項	ア	
第27条の7	第5項	ア	
第27条の7	第6項	ア	
第27条の7	第7項	ア	
第27条の7	第8項	ア	
第27条の8	第1項	ア	
第27条の9において 準用する民事訴訟法 第201条	第2項		準用規定
第27条の10	第5項	ア	
第27条の12	第1項	ア	
第27条の12	第3項	ア	
第27条の18		×	

分野	18	通番	2
法律名	労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条の2	第3項	iii	
第10条		iii	
第11条		iii	
第20条		iii	
第24条		ア	
第26条	第3項	ア	
第27条		×	
第31条		×	
第33条		ア	

分野	18	通番	3
法律名	地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	×	
第6条	第2項	iii	
第6条	第4項	iii	
第6条	第5項	iii	
第9条		iii	
第10条	第1項	iii	
第11条	第2項	iii	
第16条	第1項	iii	
第16条	第2項		準用規定
第16条の3	第1項	iii	
第16条の3	第2項	iii	

分野	18	通番	4
法律名	勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第2項	×		第7条第3項で準用
第6条	第5項	×		第7条第3項で準用
第7条	第2項	iv	e	
第7条	第3項			準用規定

分野	18	通番	5
法律名	職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条の5		×	32条の12で適用
第5条の6	第1項	×	32条の12で適用
第30条	第2項	×	第33条の4で準用
第30条	第3項	×	第33条の4で準用
第30条	第4項	×	第33条の4で準用
第32条の7	第1項	×	第33条の4で準用
第32条の7	第2項		第33条の4で準用 準用規定
第32条の8	第1項	×	第33条の4で準用
第32条の10		×	第33条の4で準用
第32条の12	第1項	×	第33条の4で準用
第32条の12	第2項		第33条の4で準用 適用規定
第32条の13		×	第33条の4で準用
第32条の15		ア	第33条の4で準用
第32条の16	第1項	×	第33条の4で準用
第32条の16	第2項	×	第33条の4で準用
第33条の4	第2項		準用規定

分野	18	通番	6
法律名	雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第27条	第2項	×	
第28条	第3項	×	

分野	18	通番	7
法律名	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	d	
第41条	第1項	iv	d	
第41条	第2項	iv	d	
第41条	第3項	iv	d	
第41条	第5項	iv	d	
第43条の3	第2項	iv	d	
第44条	第1項	iv	d	
第44条	第2項	iv	d	
第44条	第4項	iv	d	
第45条				準用規定

分野	18	通番	8
法律名	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	d	
第27条	第2項	iv	d	35条で準用する場合はiv d
第27条	第4項	iv	d	35条で準用する場合はiv d
第32条	第2項	iv	d	35条で準用する場合はiv d
第35条				準用規定
第38条	第1項	×		
第39条	第1項	×		
第40条		×		
第48条	第1項	×		
第48条	第2項			準用規定

分野	18	通番	9
法律名	地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第5条	第3項	iv	e	
第5条	第6項	×		
第5条	第7項	iv	g	
第5条	第8項			準用規定
第6条	第2項	×		
第6条	第3項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第7項	×		
第6条	第8項	iv	g	
第6条	第9項			準用規定

分野	18	通番	10
法律名	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	×		
第4条	第4項	×		
第5条	第3項			準用規定

分野	18	通番	11
法律名	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第3項	×	
第9条	第3項		準用規定

分野	18	通番	12
法律名	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	×	第7条第2項で準用
第5条	第6項	×	第7条第2項で準用
第5条	第7項		第7条第2項で準用、準用規定
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第7条	第3項		準用規定
第15条の6	第1項	×	
第15条の6	第3項	×	
第16条	第3項	×	
第16条	第6項	×	
第19条	第1項	×	
第21条	第1項	×	
第22条		ア	
第23条	第1項	×	
第24条	第1項	×	
第24条	第2項	×	
第24条	第4項	×	
第26条の2			準用規定
第28条	第1項	×	
第28条	第2項	イ	
第28条	第3項	イ	
第29条	第1項	イ	
第30条	第1項	イ	
第30条	第2項	イ	
第30条の2	第1項	×	
第35条	第4項	i	
第36条		i	
第37条の7		i	
第37条の8		i	
第46条	第2項	イ	
第71条		i	第90条で準用